

## 年末調整・償却資産のご案内

お客様 各位

平成18年10月 吉日

廣瀬 誠 税理士事務所

TEL: 03 (3556) 8114

拝啓 貴社ますますご清栄のことと心からお喜び申し上げます。

さて、年末調整も近づいてまいりましたので次の資料をご用意していただきたく、ここにご案内申し上げます。 資料等はできましたら12月上旬をめどにご用意ください。 敬具

**確認事項** 1) 年末調整還付金等の支給日 \_\_\_\_\_ 2) 12月賞与の有無 有・無 支給日 \_\_\_\_\_

切取線 (下記をコピーし従業員へ案内)

(自己チェック欄)

### ご用意していただく資料 (全従業員分)

	有	無	不要
1) 給与所得者の扶養控除等申告書 (当年及び翌年分、既に入手済の分は不要) (入・退社日をご記入)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2) 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書 * 1) 及び 2) の用紙は別途配賦しますので、記入見本にそって <u>ご記入</u> 下さい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3) 平成18年度中支払済 (確定予定) 国民健康保険料の金額/メモ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4) 平成18年度中支払済 (確定予定) 国民年金支払済み通知書 (社会保険事務所より11月頃送付) 及び国民年金基金の金額/メモ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5) 生命保険料控除証明書 (ハガキ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6) 損害保険料控除証明書 (ハガキ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7) 小規模企業等掛金控除証明書 (ハガキ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方 ・ 税務署より適用2年目に本人送付済「給与所得者の住宅取得等特別控除申告書」 ・ 税務署より適用2年目に本人送付済「年末調整のための住宅借入金 (取得) 等特別控除証明書」 (2年目分のみ送付され転職した場合は新たに税務署へ請求) ・ 金融機関より送付「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9) 本年中途入社の方で、前職のある方は本年前職分の源泉徴収票 (提出のない方は、原則年末調整ができません。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10) 本年中途入社及び退職者がいる場合は、その入社及び退職日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11) 会社宛に税務署及び区役所から連名送付される「年末調整の案内」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12) 会社宛に都・市から送付 (12月中旬) される <u>償却資産税申告書</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1) 2社以上から給与をもらっている人で、当社に上記1) の申告書を提出できない人 (当社がメインの勤務先でない人) は年末調整はできません。

注2) 給与総額が2千万円以上の人及び非居住者は、年末調整はできません。(確定申告要)

注3) 個人事業主の方で、確定申告をする人もこの機会に該当するものを集めておいてください。

(参考) 給与所得者で次の人等は、確定申告をすることにより一定の場合税金が戻ります。

- イ. 今年住宅を取得した場合で「住宅取得等特別控除」を受けられる人。      ロ. 医療費の支払金額が年間約10万円を超える人。  
ハ. 配当所得があるため配当控除を受けることができる人。                      ニ. 年の途中で退職をし年末調整を受けていない人。  
ホ. 退職金の支払いを受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出していないため、20%の税率で源泉徴収された人  
ヘ. 災害、盗難等により住宅や家財に損害を受けた人。                      ト. 特定寄付金を支出したため、寄付金控除の適用を受けることができる人。  
チ. 「政治活動に関する寄付をした場合の所得税額の特別控除」を受けられる人